文教厚生委員会資料

令和3年11月25日

条例案

1. 第137号議案 県立学校の教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 P1

【第137号議案】

文教厚生委員会資料 令和3年11月25日 教育庁総務課

県立学校の教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の勧告及び報告を受けて、県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員に 対して支給する諸手当について、所要の改正を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 令和3年の給与改定
 - ○期末・勤勉手当

年間支給月数について、現行4.10月を4.00月に改定(0.10月分引下げ)

		6月期	12月期	年間計
現行	期末手当	1. 175月	1. 175月	4 108
	勤勉手当	0.875月	0.875月	4.10月
令和3年度	期末手当	1. 175月	1.075月	4 00 H
(改定後)	勤勉手当	0.875月	0.875月	4.00月
令和4年度	期末手当	1. 125月	1. 125月	4 00 H
以降	勤勉手当	0.875月	0.875月	4.00月

(2) 通勤手当の見直し

通勤手当の特別料金等加算の支給対象職員に、父母の介護等やむを得ない事情により 住居を移転した職員を追加

3 施行期日

(1) 令和3年の給与改定

令和3年12月1日から施行する。ただし、令和4年度以降の期末・勤勉手当については、令和4年4月1日から施行する。

(2) 通勤手当の見直し

令和4年4月1日から施行する。